

狭あい道路拡幅整備事業の進め方

個別には、多少異なる点が出てくることもありますが、大まかな流れは次のとおりです。

1 事前相談

幅員4m未満の町道に接した敷地に建築する建物について確認申請を提出される方は、事前に役場都市計画課にご相談ください。

2 現地の調査

敷地や門・塀などの現状について、町が調査・確認します。

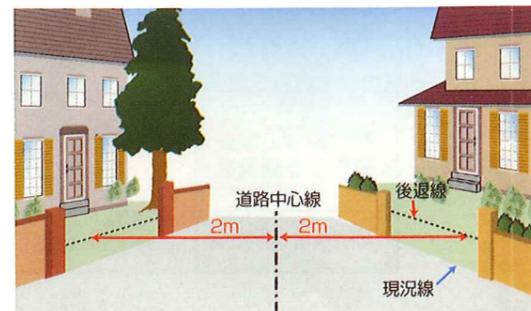
3 申請書の提出

「狭あい道路拡幅整備申請書」を町に提出してください。
添付していただくものは、

- ① 道路境界明示書
- ② 付近見取図
- ③ 字限図
- ④ 実測平面図
- ⑤ 横断図
- ⑥ 土地登記簿謄本（土地登記事項証明書）
- ⑦ 現場写真
- ⑧ その他町長が必要と認めるもの

4 協定の締結

ご協力いただくかたち（寄付・買い取り・無償使用）に沿って、測量、分筆、門塀等の除去について町と協定を結びます。



5 境界の立会い

後退道路用地をはっきりさせるため、敷地と町道、敷地と隣地との境界について立会いをします。

6 測量・分筆

立会いの結果にもとづいて、町が後退道路用地の測量・分筆を行います。（費用は町が負担します。）

7 売買契約等の締結

後退道路用地の売買、無償使用、寄付、門・塀などの除去工事に対する補償金について契約をします。
（買い取り代金は、所有権移転登記完了後に支払われます。除去工事に対する補償金は工事完了を確認後に支払われます。）

8 門・塀などの除去

確認申請をした建物の工事が完了するまでに、後退道路用地内の門・塀などを除去し「後退工事完了届」を提出してください。

9 所有権移転登記

後退道路用地の所有権移転登記は町が行います。

10 道路の整備

後退道路用地は町が道路・側溝等の工事を行い、その後は町道として維持管理をします。